

広川町第4次総合計画

平成23年度～平成32年度
(2011～2020)

ひあがわ

人と笑顔とふれあいのまち

いまこそ集い
未来へつなごう



福岡県 広川町

ごあいさつ



広川町長
渡邊 元喜

平成の大合併も一定の終息をむかえ、全国で約3,200であった市町村は、平成22年3月には1,727と大きく減少しました。福岡県においても、97の市町村が60へと減少し、八女地域でも、八女郡の5つの町村が八女市と合併したことにより、八女郡は広川町だけとなり、一郡一町となりました。

この10年を顧みますと、道路・下水道・学校・公園などの社会的インフラの整備も進み多くの企業の進出が実現し、何より町民の皆様方のご尽力により様々な分野で着実に発展してきたものと考えており、あらためて深く感謝申し上げます。それらの結果、多くの市町村で人口が減少に転じる中で、5年ごとに行われる国勢調査の結果においては、平成17年・平成22年ともに、人口2万人を上回り、僅かではありますが人口が増加しております。

しかしながら、現在の本町を取り巻く環境をみますと、地域経済の低迷、少子高齢化の急速な進展、人口の都市部への一極集中、住民の価値観の多様化・複雑化、本格的な地方分権時代の到来など大きく変化しており、これまで以上にそれぞれの自治体の責任による独自性を持った行財政運営が求められる時代になっております。

第4次総合計画では、「人と笑顔とふれあいのまち 広川」を目指すべき将来像として、豊かな自然環境、歴史や文化、人情味豊かな地域の力などの魅力ある地域資源、自動車交通の要衝にあるなどの地理的特性を活かしつつ、これまで以上に活力ある元気なまちづくりを進めてまいります。

また、「定住を進める」「豊かに暮らす」「人材を育てる」「地域を基礎に」の4つの基本理念のもとに、今後10年間のまちづくりの指針を定め、各種施策の実行に全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、本計画の策定にご尽力いただきました総合計画審議会委員、広川町議会の皆様をはじめ、まちづくり町民会議、まちづくり座談会、町民アンケート、パブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただきました多くの皆様に深く感謝を申し上げますとともに、町民の皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次

第1部	総論	1
第1章	はじめに	2
	1. 計画策定の意義	2
	2. 計画の構成と期間	3
	3. 計画の性格と役割	4
第2章	町勢の概要	5
	1. 位置・地勢・気候	5
	2. 歴史・沿革	6
	3. 交通	7
	4. 人口と世帯	8
	5. 就業構造	10
	6. 本町の特性	11
第3章	本町を取り巻く諸情勢と課題	14
	1. 時代の潮流	14
	2. 計画策定過程における町民参画	18
	3. 町民のニーズと期待	19
	3-1. まちへの愛着度	19
	3-2. まちの各環境に対する満足度	20
	3-3. 今後のまちづくりの特色	22
	3-4. 今後力を入れるべき施策	23
	4. まちづくりの主要課題	24
	4-1. 町民主体の自立する地域の形成	24
	4-2. 少子高齢社会に対応する仕組みの確立	24
	4-3. 地域を支える多彩な人材の育成	25
	4-4. 交通・立地条件を生かした産業機能の充実	25
	4-5. 社会活動を支える生活基盤の整備	25
	4-6. 地域特性を踏まえた快適な生活環境の形成	26

第2部 基本構想 27

第1章 まちづくりの基本方針 28

1. 基本理念 28
2. 目指す将来像 29

第2章 主要指標の見通し 30

1. 人口と就業構造の推計 30
2. 土地利用の基本方針 33
 - 2-1. 土地利用に際しての共通視点 33

第3章 施策の大綱 35

1. 基本施策 35
2. 施策の体系 42

第4章 重要視するまちづくりの視点 43

第3部 基本計画 45

成果指標について 46

基本施策1 出会いと語らいのあるまち 47

1. 参画と協働のまちをつくる 47
 - 1-1. 協働によるまちづくりの推進 47
 - 1-2. コミュニティ活動の推進 49
2. 人が交流するまちをつくる 52
 - 2-1. 情報化の推進 52
 - 2-2. 交流活動の推進 53
3. 人権を尊重するまちをつくる 55
 - 3-1. 人権尊重社会の形成 55
 - 3-2. 男女共同参画社会の実現 57
4. 行財政運営の充実したまちをつくる 60
 - 4-1. 行政サービスの向上と効率的行財政の運営 60

基本施策2 人と人が支え合うまち 63

1. 健康に暮らすまちをつくる 63
 - 1-1. 自らの健康づくりの推進 63
 - 1-2. 地域医療体制の充実 66

2.	支えあいを実感できるまちをつくる	68
2-1.	地域福祉の推進	68
2-2.	高齢者福祉の推進	70
2-3.	障がい者福祉の推進	73
2-4.	社会保障の充実	74
3.	子育てを地域で支援するまちをつくる	77
3-1.	子育て支援の充実	77
基本施策3 人が育つ、人を育てるまち		79
1.	学びと人を育てるまちをつくる	79
1-1.	幼児教育・学校教育の充実	79
1-2.	生涯学習の推進	82
1-3.	生涯スポーツの振興	85
1-4.	社会教育の推進	88
2.	広川文化を発信するまちをつくる	91
2-1.	多様な文化・芸術活動の支援	91
基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち		95
1.	賑わいと活気のあるまちをつくる	95
1-1.	農林業の振興	95
1-2.	工業・地場産業の振興	99
1-3.	商業・サービス業の振興	101
1-4.	勤労者福祉と雇用の充実	103
2.	人が集うまちをつくる	105
2-1.	観光戦略の展開	105
基本施策5 安全・安心でやすらぐまち		108
1.	暮らしを守るまちをつくる	108
1-1.	消防・防災対策の充実	108
1-2.	交通安全・防犯対策の充実	111
1-3.	消費者対策の充実	114
2.	住みやすく便利なまちをつくる	116
2-1.	市街地・居住環境の整備	116
2-2.	道路・交通網の整備	118
基本施策6 自然と共生する快適なまち		121
1.	環境と共生するまちをつくる	121
1-1.	循環型社会の形成	121

1-2. 環境の保全と景観形成	123
2. 生活環境の整ったまちをつくる	127
2-1. 上下水道の整備	127
2-2. 公園・緑地・水辺の整備	129

第4部	資料編	131
------------	------------	-----

1. 計画策定の主な経緯	132
2. 広川町総合計画（第4次）審議会委員名簿	133
3. まちづくり町民会議委員名簿	134
4. 諮問書	135
5. 答申書	136

第 1 部 總 論



第1章 はじめに

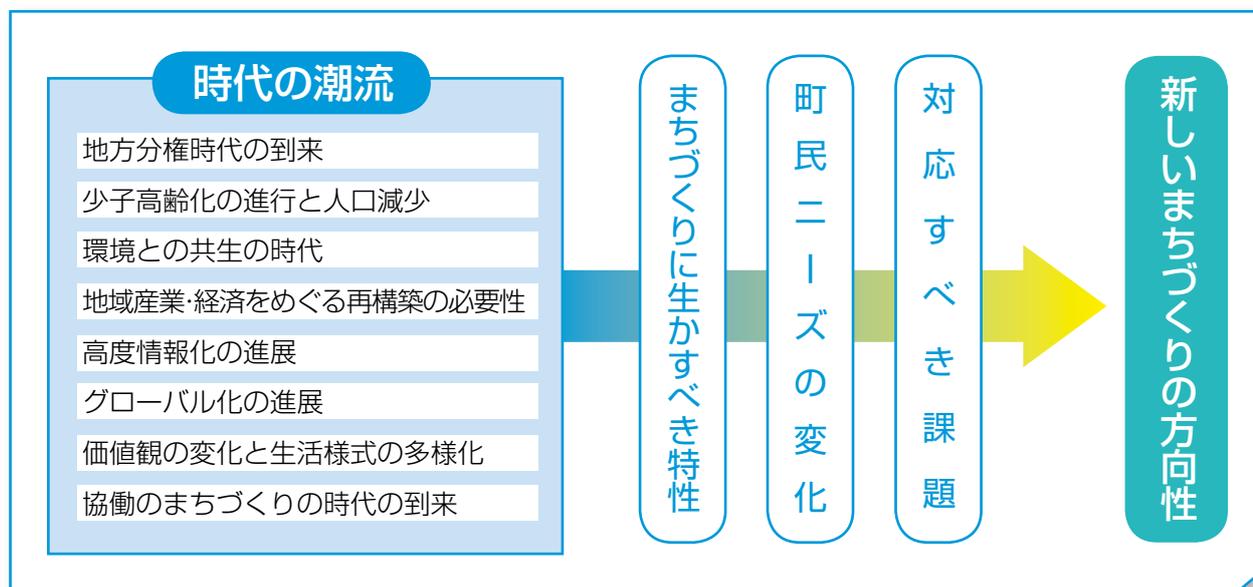
1 計画策定の意義

本町では、平成13年に策定した「広川町第3次総合計画」に基づき、“古から受け継がれる文化と豊かな環境が心を癒すまち～新しい生活スタイルが躍動する広川町”を基本テーマに掲げ、「変革の時代をリードし、生きる力を育むまち」、「うるおいと安心が暮らしを支える味わいに満ちたまち」、「未来への夢と豊かさを次世代につなぐ懸け橋となるまち」をまちづくりの基本目標として計画を推進してきました。

しかし、今日、少子高齢化の進行、産業を取り巻く環境の急速な変化、安全・安心への意識の高まり、情報化の一層の進展、環境保全意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

また、地方分権の一層の進展と国財政の窮迫に伴い、町の行財政もその運営に一層の厳しさが加わるなどの大きな転換期を迎えており、引き続き行財政改革を進め、自らが築いていくまちづくりに向けた積極的な取組みが求められています。

こうした内外の動向に的確に対応するとともに、市町村合併を選択しないで、誇りを持って次の世代につないでいく自立した広川町を、町民と行政が協働して築いていくため、今後のまちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示す新たな指針として、ここに「広川町第4次総合計画」を策定します。



2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

基本構想

基本構想は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とした長期構想として、本町の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想の施策の枠組みに基づき、今後取組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、定期的に点検、見直しを図る仕組みを導入します。

また、基本計画の施策を単位として、その中の代表的な指標をとりあげ、目指すべき目標指標（ベンチマーク）を定めて、これにより、施策の推進の点検・評価に役立てるとともに、総合計画を機軸にした行政経営と評価の仕組みを導入します。

実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的かつ主要な事業計画を示すもので、3年間の事業計画を策定し、毎年度見直しを行いながら、社会動向に対応したものとします。

3 計画の性格と役割

「総合計画」は、すべての分野における行財政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、地方自治法（第2条第4項）において以下のように定められています。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

本計画は、このような法的根拠に基づく町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

■役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

■役割2 自立の地域経営を進めるための行財政運営の指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営（町域全体と町行政の経営）の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する連携とまちづくりの主張の基礎

本計画は、国や福岡県、周辺市町などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させ連携の基礎としていくとともに、本町のこれからのまちづくりの主張となるものです。

第2章 町勢の概要

1 位置・地勢・気候

本町は、福岡県南部にあり、北緯 33° 14′ 17″、東経 130° 33′ 13″（広川町役場庁舎）に位置しています。東部は赤藪山・南部は八女丘陵を境に八女市、西部は国道 209 号付近で筑後市、北部は耳納山地とその西に続く高良台地を境に久留米市と接しており、面積は 37.91km² で福岡県の約 0.76% を占めています。

地勢は、西部以外の 3 方を小高い丘陵地に囲まれた通称広川谷と呼ばれる盆地をなす地域で、耳納山地の発心山に源を発する一級河川筑後川水系「広川」が東から流れ、その流域に細長い盆地状の平野をつくり筑後川に注いでいます。

本町の気候は内陸型気候区に属し、1 日の気温の変化が大きいという特徴があります。平成 21 年までの過去 5 年間の年間平均気温は 18.2℃、年間降雨量は 1,533mm で（八女消防本部調べ）6・7 月の梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降ることがあります。

位置及び近隣市町図



2 歴史・沿革

本町の歴史は古く、八女丘陵の西南端に位置する国指定文化財「八女古墳群」の中でも最も古い石人山古墳は、5世紀前葉の築造とされています。そのほか弘化谷古墳・善蔵塚古墳などについては、かつてこの地を支配した筑紫君一族の墳墓だと考えられています。

江戸時代、各地で殖産事業がおこり、17世紀後半、広川古賀組の大庄屋、稲員孫右衛門三代により広川三村の道路・水路の開発、橋梁の修理等が行われて耕地の増大、生産増加をもたらしました。

町の主要産業のひとつである農業は、米麦・いちご・ぶどう・なし・桃・茶などの生産が盛んですが、近年では、電照菊をはじめガーベラなどの花卉栽培もその生産量を伸ばしています。加えて久留米緋、竹細工等の家内工業が農業とともに発展し形成されてきました。

昭和30年4月1日には、上広川村、中広川村が新設合併し、広川町として発足しました。さらに同年12月1日には、下広川村の一部が編入合併し、13の大字からなる現在の広川町となりました。

合併後、昭和40年までは、人口の減少が見られましたが、経済の変化、交通の利便性の向上などにより人口が増加、平成17年国勢調査においても、人口に伸びが見られる町となっています。

これは、広川インターチェンジの開通により福岡都市圏等への交通利便性が向上したことや、広川中核工業団地における企業立地の進展により、国道



3号沿いを中心に都市化、宅地化が進んできたことによるものと考えられます。

平成17年に完成した久留米・広川新産業団地への企業進出などによって、町の発展可能性はさらに高くなっています。

3 交通

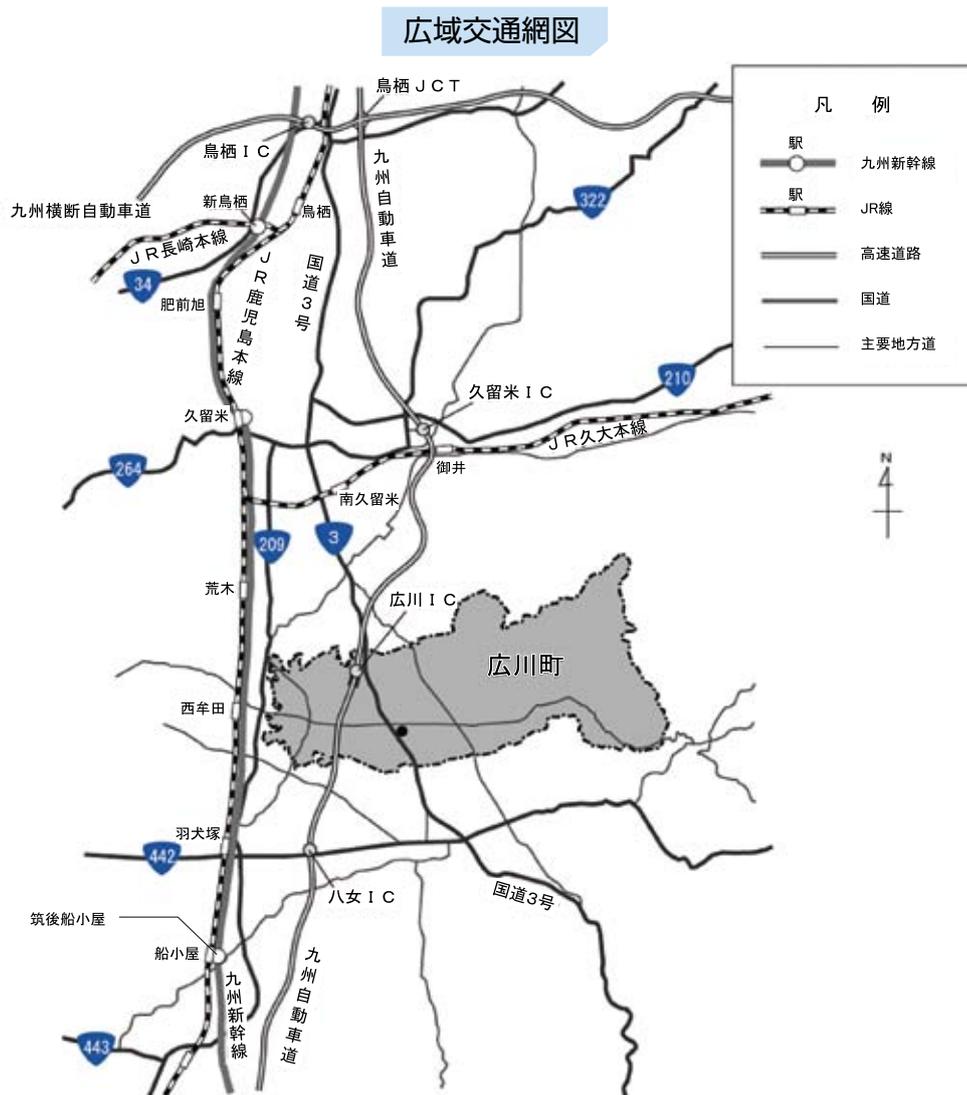
本町を取り巻く広域的な道路網は、町の中央部を国道3号が南北に走り、これと並行して東部に県道久留米立花線、西部には国道209号が走っています。

さらに、県道三潞上陽線が町の中央部を東西に横断しており、これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成されています。

また、町のほぼ中央を九州縦貫自動車道が走り、町内に広川サービスエリア、広川インターチェンジを有しています。

公共交通では、3路線のバスと高速バスが運行しています。

なお、平成23年3月、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業により、九州圏内へのアクセス時間が短縮されるほか、山陽新幹線との相互直通運転も決定しており、大阪・東京方面への利便性がより一層向上されます。



4 人口と世帯

平成17年の国勢調査結果では、総人口が20,248人となっており、平成12年の19,779人から比較しても人口は増加傾向にあります。

また、世帯数は平成2年以降一貫して増加を続けており、平成17年には6,527世帯となっていますが、核家族化や世帯の多様化の進行により1世帯当たりの人数は減少しています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成12年の3,118人（15.8%）から平成17年には3,054人（15.1%）へと、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の12,851人（65.0%）から平成17年の12,826人（63.3%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成12年の3,810人（19.3%）から平成17年の4,300人（21.2%）へと人数、構成比率ともに増加しています。

平成17年の高齢化率は21.2%と、全国平均（20.1%）、福岡県平均（19.8%）を上回っており、年少人口比率は15.1%と、全国平均（13.6%）、福岡県平均（13.9%）を上回っており、年少人口比率の高いまちではありますが、少子高齢化は着実に進んでいます。

今後は、あらゆる分野で本格的な少子高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進めていく必要があります。



人口・世帯数の推移

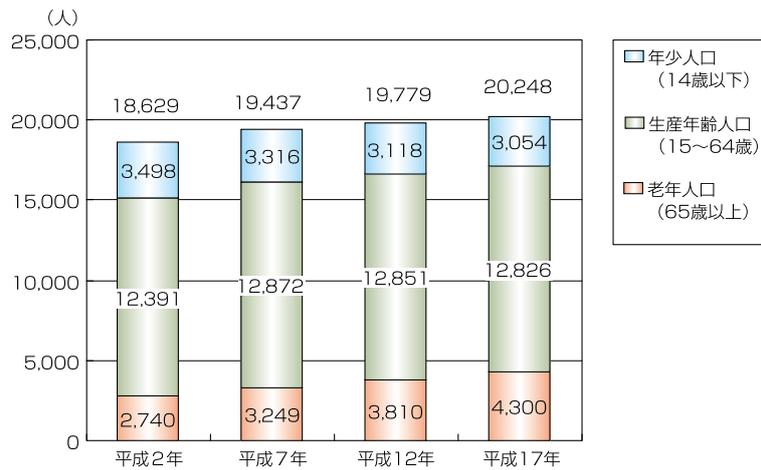
(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	年平均増減率		
						平成2～7年	平成7～12年	平成12～17年
総人口		18,629	19,437	19,779	20,248	0.87	0.35	0.47
年少人口 (14歳以下)		3,498 (18.8%)	3,316 (17.1%)	3,118 (15.8%)	3,054 (15.1%)	△ 1.04	△ 1.19	△ 0.41
生産年齢人口 (15～64歳)		12,391 (66.5%)	12,872 (66.2%)	12,851 (65.0%)	12,826 (63.3%)	0.78	0.03	△ 0.04
老年人口 (65歳以上)		2,740 (14.7%)	3,249 (16.7%)	3,810 (19.3%)	4,300 (21.2%)	3.72	3.45	2.57
世帯数		5,182	5,561	5,918	6,527	1.46	1.28	2.06
1世帯当たり人数		3.59	3.50	3.34	3.10	—	—	—

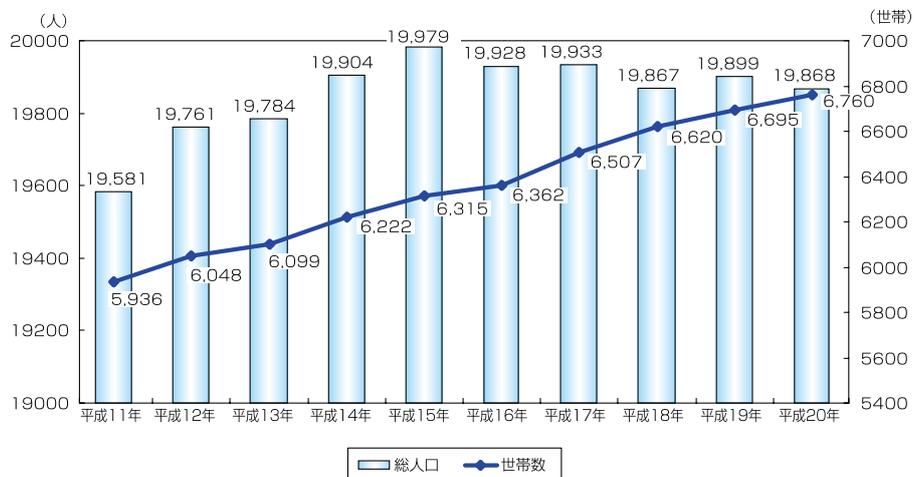
注：平成17年の総人口には68人の年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

人口の推移



参考 住民基本台帳による人口及び世帯数の推移



※平成16年までは各年6月末現在のデータ。以後は各年10月1日現在。外国人登録者数を含む。

5 就業構造

就業者総数は、平成2年から平成17年までは増加傾向にありますが、その伸び率は小さくなっています。

産業別では、第1次産業の就業人口は減少傾向にあり、第2次産業の就業人口は平成7年から平成12年で減少、平成12年から平成17年で僅かながら増加しており、第3次産業の就業人口は平成17年まで増加傾向で推移するなど、経済のソフト化（第1次産業から第3次産業への転換）が進んでいます。

産業別就業者の推移

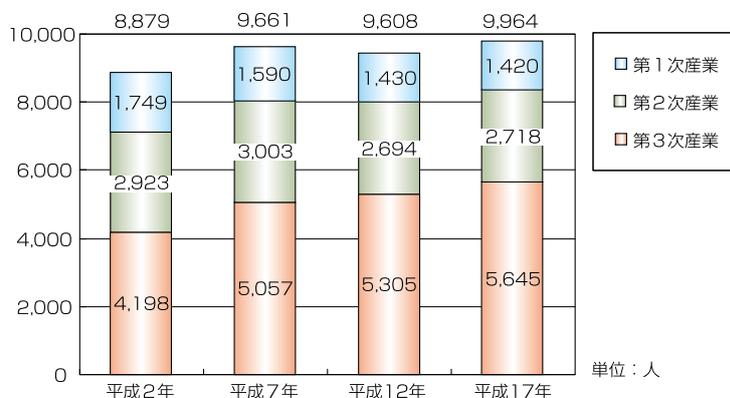
(単位：人、%)

項目	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	年平均増減率		
						平成2～7年	平成7～12年	平成12～17年
総人口		18,629	19,437	19,779	20,248	0.87	0.35	0.47
就業人口総数		8,879	9,661	9,608	9,964	1.76	△ 0.11	0.74
第1次産業		1,749 (19.7%)	1,590 (16.5%)	1,430 (14.9%)	1,420 (14.3%)	△ 1.82	△ 2.01	△ 0.14
第2次産業		2,923 (32.9%)	3,003 (31.1%)	2,694 (28.0%)	2,718 (27.3%)	0.55	△ 2.06	0.18
第3次産業		4,198 (47.3%)	5,057 (52.3%)	5,305 (55.2%)	5,645 (56.7%)	4.09	0.98	1.28
就業率		47.7%	49.7%	48.6%	49.2%	—	—	—

注：就業人口総数には、平成2年に9人、平成7年に11人、平成12年に179人、平成17年に181人の分類不能を含む。

資料：国勢調査

産業別就業者の推移



6 本町の特性

新たなまちづくりの方向性を定めるためには、長所や個性を一層際立たせ、さらに磨きあげていく視点に立ち、本町の財産である特性・資源をあらためてとらえ直す必要があります。今後のまちづくりに生かすべき代表的な特性・資源は、以下のとおりです。

特性 1

美しい田園風景や山・川などの優れた自然環境と住宅が共存し、快適な暮らしを保つまち

美しい田園風景や山・川などの変化に富んだ自然が、広川町の景観と地域社会を特徴づけています。

一方で県南の中心都市である久留米市と隣接し、福岡都市圏とは車で1時間以内の距離にあります。このように豊かな自然環境と都市部との交通アクセスに優れており、町民の快適な暮らしを支える諸条件が整った定住しやすい立地特性を有しています。

特性 2

農業を基幹産業として発展を続けるまち

農業は町の基幹産業として、広川流域の肥沃な土地と温暖な気候に恵まれ豊かな自然環境の中で、米麦をはじめ、いちご・ぶどう・なし・桃・茶などの主産地を形成してきました。近年では、電照菊をはじめガーベラなどの花卉栽培もその生産量を伸ばしています。

また、農業は食料生産に必要な不可欠だけでなく、田園風景等の自然景観をつくり、生態系を育むといった環境面での役割や、雨水を貯え、洪水を防ぐ防災機能の役割、地球温暖化対策機能としての役割も果たすなど本町を支える重要な産業の一つです。

特性3

自動車交通の要衝にあり情報発信と交流の進むまち

本町のほぼ中央を九州縦貫自動車道が走り、広川インターチェンジ及び広川サービスエリアを有するなど高速交通網の結節点として広域化する物流をはじめ交通の要衝となっています。また、町内には産業展示会館をはじめ、逆瀬ゴットン館、ダム公園、竜光寺公園、グリーパークなど多くの産業・観光・交流施設を保有し、広く親しまれています。

さらに、町は久留米餅の主産地でもあり、餅工房などが点在しています。これらの施設や資源を活用した、広域的な交流・情報発信拠点としてのさらなる発展が期待されています。

特性4

歴史・風土や伝統文化を新しい文化創造に向けるまち

本町には石人山古墳、弘化谷古墳、善蔵塚古墳など八女丘陵に連なる八女古墳群を有し、これらの歴史財産はそこに住む人々によって守られ、新たな文化として受け継がれてきました。また、地域には特有の祭り行事や伝統文化が今も息づいています。さらに、中央公民館、広川武徳館、広川町運動公園、広川球場、はなやぎの里、こぶんピア広川などの施設では、活発な文化活動、生涯学習活動、スポーツ活動が展開されるなど、文化・スポーツの活発な町でもあります。このような活動は、今後のまちづくりや新しい文化の創造に向けて重要な役割を果たすものとなります。

特性5

コミュニティを核に協働と地域づくりを進めるまち

町内の地域では、公民館を核として、活発なコミュニティ活動が行われています。また、町は、町民の自主的・主体的活動を後押しし、地域の取組みを支援するなど、がんばる地域を応援しています。さらに、町民のまちづくりへの参画を推進し、今まで以上に地域住民と行政とが密接な協働体制を確立した、協働のまちづくりに取り組んでいます。

このような取組みにより、町民が主体となった地域づくりの条件が形成されつつあります。

特性6

企業誘致と雇用の確保が期待されるまち

九州縦貫自動車道広川インターチェンジの周辺には久留米・広川新産業団地と広川中核工業団地が整備されています。

特に企業誘致を進めている久留米・広川新産業団地には、さらに運輸・製造業など新しい企業の立地が進むものと見込まれています。

また、町には地域経済を支える多くの地場産業や久留米餅などの先人の知恵と技が息づいている伝統産業が存在しています。これらの様々な産業が元気を出すことは経済の発展と雇用の確保につながるものであり、地域経済の隆盛に欠くことのできない要件でもあります。

第3章 本町を取り巻く諸情勢と課題

1 時代の潮流

本町をめぐる社会・経済情勢の変化は、経済状況の厳しさを反映する地方財政の逼迫をはじめ、産業構造の転換が求められるなど、めまぐるしいものがあり、まちづくりの各分野において、検討すべきかつ対応していかなければならないいくつかの潮流があります。

今後のまちづくりにおいては、広域的、全国的、さらには世界的な視点から、時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

■潮流1 地方分権時代の到来

現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるようにすることです。地方分権が進むことで、自己決定権が拡大し、個性あるまちづくりを展開することが可能になる一方で、具体的な施策を自ら実行することができる政策形成能力が強く求められます。

また、町民にとっても地方分権が進むことで、町民ニーズに沿ったサービス実現が可能となり、低コストで効率的な行政運営の確立が求められます。

さらに、地方分権型社会の実現のためには、住民自治の確立が不可欠であり、地域の課題は自らが考え、その責任において地域づくりを行う地域内分権もより一層推進する必要があります。

■潮流2 少子高齢化の進行と人口減少

出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予測を上回る速度で少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子高齢社会を迎えています。

また、増加を続けてきたわが国の総人口は、既にピークの状態を過ぎ、人口減少社会に入っています。

本町においても、子どもの数は減少傾向にあり、総人口が減少に転ずることも予測されています。年少人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合が増加してきており、

今後ますます少子高齢化が進むものと見込まれています。少子化の進行は、将来の生産年齢人口の減少につながり、社会活動の停滞を招き、まちの活力低下につながることも考えられます。

さらに、高齢化が進むことによって、高齢者介護を取り巻く問題や医療、福祉などの財政負担が増大し、行政サービスの中でその比重が高まることとなります。

このため、地域全体での子育て支援体制の確立や、高齢になっても元気で安心して生活できる環境づくり、高齢者や障がいのある人にやさしいまちづくり、など、生涯を託せる地域づくりの視点が重要になっています。

また、上広川地区においては、人口の減少が進み、高齢化の進行が行政課題となっていますが、人口減少による活力の低下を防ぐ対策として、優良な住宅の整備による生産年齢人口の増加策を図る必要があります。



■潮流3 環境との共生の時代

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しているほか、国内でも公共用水域の水質汚濁、ダイオキシン類（猛毒の塩素化合物）、環境ホルモン（内分泌をかく乱する化学物質）問題などが発生し、人々の環境保全に対する意識が急速に高まっています。

身近な自然環境から地球環境に至るまで、人と環境との共生の重要性を認識し、環境への負荷を低減する循環型社会、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した低炭素社会への移行など、総合的な環境面での対策を進める必要があります。

本町においても、町民の快適で安全な生活を確保し、生産基盤や生活の場として、さらに、やすらぎやレクリエーション、交流の場として活用するため、貴重な自然環境や田園景観を一体的に保全し、自然と共生するまちづくりを進め、恵まれた貴重な財産として未来に引き継ぐ必要があります。

また、省資源・省エネルギー・リサイクルなどの環境対策を進め、環境と共生していく循環型社会の形成が求められています。

■潮流4 地域産業・経済をめぐる再構築の必要性

地域の産業・経済は、多くの業種で活性化が必要な状況にあります。

農業は、安全で確かな農産物の生産と地域の特徴と個性ある製品の普及・開発を進め、工業は、地域でこれまで培ってきた技術力を生かし、独創性を発揮したものづくり産業としての振興に努めることが求められています。また、商業は、既存商店や商店街の活性化のほか、地域の顔としての便利な拠点性の向上を図ることが求められているほか、新たな雇用の場の創出と雇用の安定確保が急務となっています。

本町においても、これらの課題解決のため、地域の魅力や存在感を高め、地域の活力をより一層醸成していくことが必要になっています。

■潮流5 高度情報化の進展

高度情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の飛躍的な進歩は、パソコンや携帯電話などの情報機器とインターネットの急速な普及を促し、情報ネットワーク社会が急速に拡大しています。

情報通信基盤の整備は、地域の文化や特産品情報の発信、生産者と消費者の交流促進、在宅勤務や遠隔地勤務体制の普及などによる就業機会の拡大、教育機会の拡充や障がいのある人の社会参加機会の拡大、地方における高度な医療の受診機会の拡充や在宅医療の充実など、様々な面で時間と距離の壁を取り除き、社会のあらゆる分野に効果をもたらす可能性を拡大させています。

このため、これからも情報通信基盤のより一層の整備を進め、高度情報ネットワーク社会の構築に取り組む必要があります。

■潮流6 グローバル化の進展

経済のグローバル化により国際分業の深化が進み、財・人・資本・情報の流れを速め、国境を越えた地域間競争を促進しています。

また、テロや情報通信技術を通じたネット犯罪など、危険がごく短期間に世界中に及ぶ可能性が高くなり、リスク（危険）回避のための予防手段を講じる必要性が高まって

います。

このようなグローバル化の流れは、地域社会の振興や身近な町民生活に既に大きな影響を及ぼしていることから、本町においても、これらに対応したまちづくりに積極的に取組むとともに、地域社会の中で有効に活用していくことが求められます。

■潮流7 価値観の変化と生活様式の多様化

現在の社会は、長期にわたる景気の低迷から経済危機、経済活動のグローバル化のもとで、大量生産・大量消費に象徴される産業構造から、産業のソフト化、サービス化（第3次産業の中でのサービス業の伸長）、知識集約化、情報ネットワーク化による新しい産業構造へと移行しつつあります。



そのような中、人々の価値観も生産中心主義、量的価値重視から、生活、文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視へと変化し、一人ひとりの価値観や生活様式も多様化しつつあります。そして、生活を楽しむ、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化しています。

このため、本町においても、生活の質的向上の視点を重視した取組みを進めていくとともに、生涯学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動をはじめ、自然や歴史とのふれあい活動、内外の人々との交流などの場や機会を増やしていくことが求められます。

■潮流8 協働のまちづくりの時代の到来

自分たちの地域は自分たちでつくるという気運が高まりつつあり、町民自らの手による特色あるコミュニティ活動や地域づくり活動、地域課題の解決に向けた実践的な町民活動とともに、町民と行政との協働のまちづくりが活発化してきており、ボランティアやNPO（特定非営利活動法人）の活動に代表されるように、全国各地で成果をあげています。

本町においても、コミュニティ活動や生涯学習活動、交通安全活動など様々な分野で町民が主体となった活動が活発に展開されていますが、このような町民主導、町民と行政との協働のまちづくりは、地方分権時代の自律（自身で立てた規範により行動）するまちづくりの原動力となるものであり、より一層の住民力の結集が求められます。

2 計画策定過程における町民参画

本町では、本計画策定にあたり、町民とともにつくる、協働のまちづくりを目標として、以下のような町民参画の取組みを行ってきました。

本計画策定における主な町民参画の取組みは、以下のとおりです。

■町民アンケート（平成21年7～8月実施）

本計画の策定にあたって、町の愛着度や定住意向、現状評価をはじめ、今後期待するまちづくりの方向、各分野における重点施策要望など、町民の意識構造の実態を把握するとともに、計画づくりの基礎資料を得るために実施しました。町内に居住する18歳以上の男女の中から無作為抽出した2,500人を対象に、郵送による配布・回収という方法によって実施したもので、有効回収数1,082票、有効回収率43.3%となっています。

■まちづくり町民会議（平成21年～22年実施）

参加を希望する町民の方や各種団体の代表者・推薦者の方を対象にワークショップ（参加体験型会議）で「伸ばすところ、変えたいところ」、「分野別の振興方向」、「協働の指針づくり」などをテーマに5回実施しました。広川町の誇らしい特性や今後のまちづくりへの要望等の意見をいただき、各分野の専門的な視点からよりよいまちづくりへの助言を得ています。

■まちづくり座談会（平成21年10月～平成22年2月実施）

町内4地区及び6団体の代表者を対象に、今後期待するまちづくりの方向、各分野における施策要望など、地区及び団体の方々のニーズを把握し、計画づくりの基礎資料を得るために、まちづくり座談会を開催しました。

■パブリックコメント（平成22年12月～平成23年1月実施）

総合計画の検討案が完成後、全町民を対象に意見を聞くパブリックコメントを実施し、出された意見の反映に努めています。

3 町民のニーズと期待

まちづくりの方向や各分野における重点施策要望などの実態を把握し、今後のまちづくりの基礎資料を得るために、平成21年7月～8月に町民アンケート調査を行いました。アンケート調査の概要は以下のとおりです。

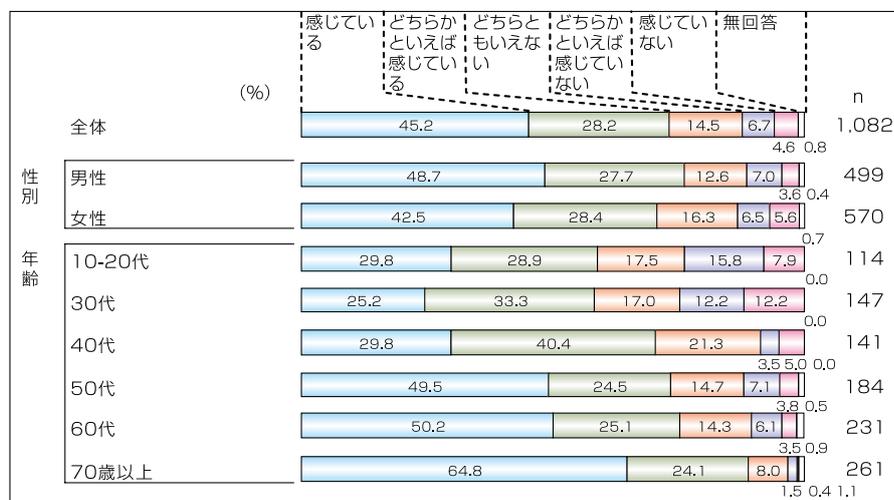
町民アンケート調査	
配布数	2,500
有効回収数	1,082
有効回収率	43.3%

3-1. まちへの愛着度

町民のまちに対する愛着度を把握するため、愛着を「感じている」、「どちらかといえば感じている」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば感じていない」、「感じていない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、愛着を「感じている」と回答した人が45.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば感じている」が28.2%で続き、これらをあわせた“愛着を感じている”という人が73.4%となっています。これに対して、“愛着を感じていない”（「どちらかといえば感じていない」6.7%及び「感じていない」4.6%の合計）は11.3%と1割強にとどまり、総じてまちへの愛着度は高いといえます。なお、「どちらともいえない」は、14.5%でした。

まちへの愛着度について（全体・性別・年齢別）



注：nはサンプル数。以下同じ。

3-2. まちの各環境に対する満足度

町の各環境について、どの程度満足しているかを把握するため、都市基盤分野、環境保全・生活環境分野、防犯・防災対策分野など各分野にわたる33項目を設定し、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の5段階で評価してもらい、その結果を加重平均値〔後述参照〕による数量化で評価点（満足度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。



これによる全体での満足度評価は、「消防・防災体制」（2.61点）が最も高く、次いで「自然環境の豊かさ」（2.59点）、「広報・広聴活動」（2.49点）と続き、以下、「水道の整備状況」（2.25点）、「ごみ処理・リサイクルの状況」（2.23点）などの順となっています。一方、満足度評価の低い方からみると、「公共交通機関の便利さ」（-2.96点）が最も低く、次いで「商業環境」（-2.45点）、「雇用・就労対策」（-1.73点）、「情報通信網の整備状況」（-1.51点）、「下水道等の整備状況」（-1.27点）が続いています。総合すると、満足度がプラス評価の項目が22項目、中間点が1項目、マイナス評価の項目が10項目となっています。

※加重平均値の算出方法

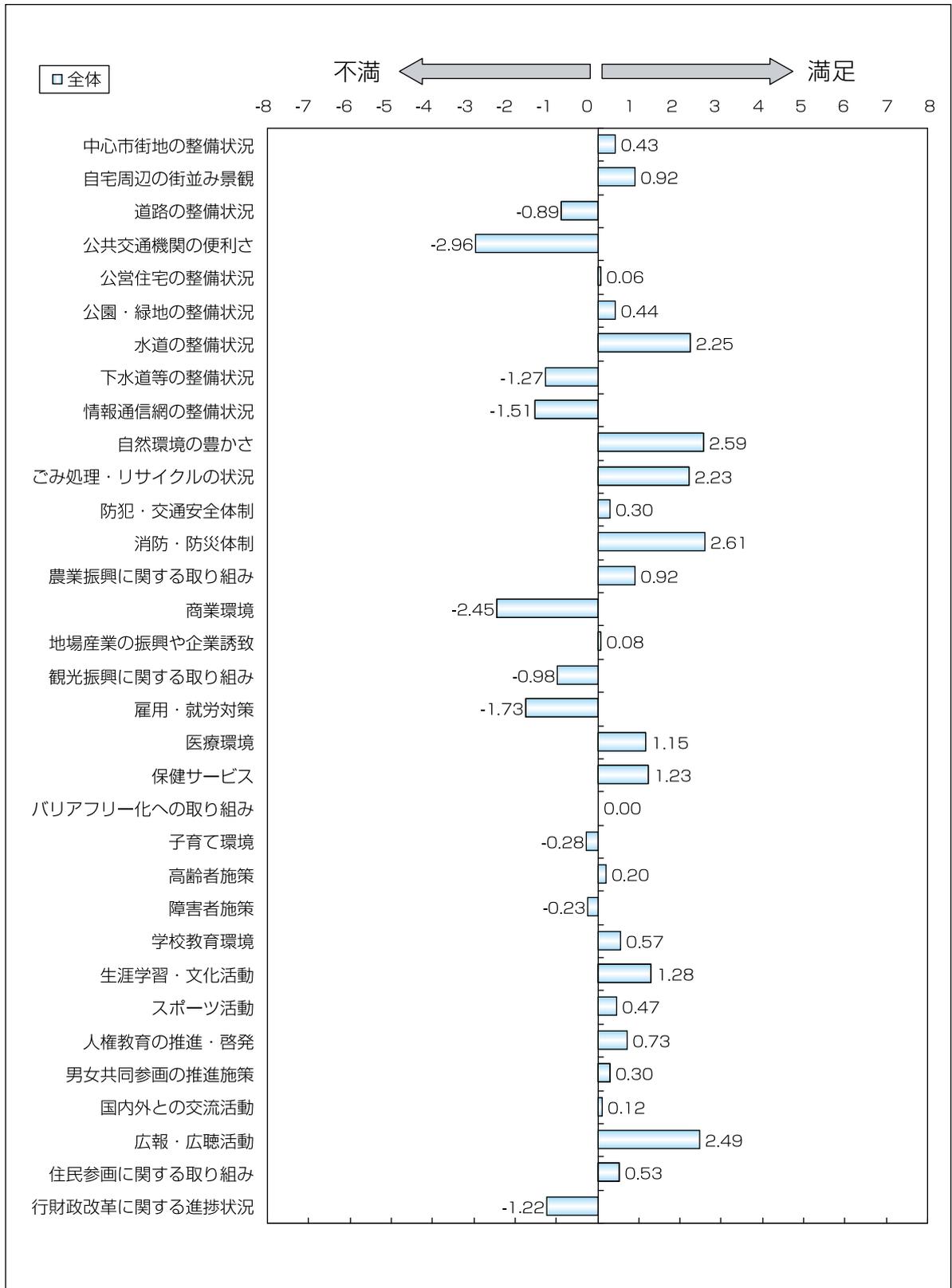
5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（満足度）を算出する。

$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「満足」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ + \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times -5 \text{点} \\ + \\ \text{「不満」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「満足」} \\ \text{「やや満足」} \\ \text{「どちらともいえない」} \\ \text{「やや不満」} \\ \text{「不満」の回答者数} \end{array} \right)$$

この算出方法により、評価点(満足度)は10点~-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に-10点に近くなるほど評価が低いと考えられる。

まちの各環境に対する満足度（全体）

（単位：評価点）

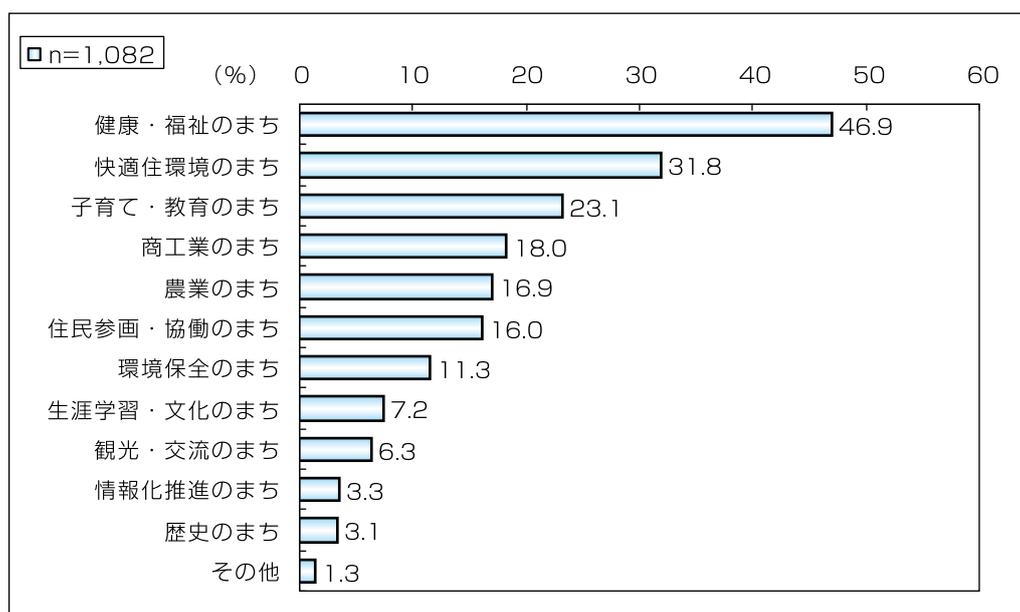


3-3. 今後のまちづくりの特色

どのような特色のあるまちにすべきかについては、「健康・福祉のまち」(46.9%)が他を大きく引き離して第1位に挙げられ、高齢者や障がい者等が安心して生活できる、健康で明るいまちづくりへの意向が多くなっています。その他では、「快適住環境のまち」(31.8%)、「子育て・教育のまち」(23.1%)、「商工業のまち」(18.0%)、「農業のまち」(16.9%)、「住民参画・協働のまち」(16.0%)、「環境保全のまち」(11.3%)などの順となっています。



今後のまちづくりの特色 (全体/複数回答)

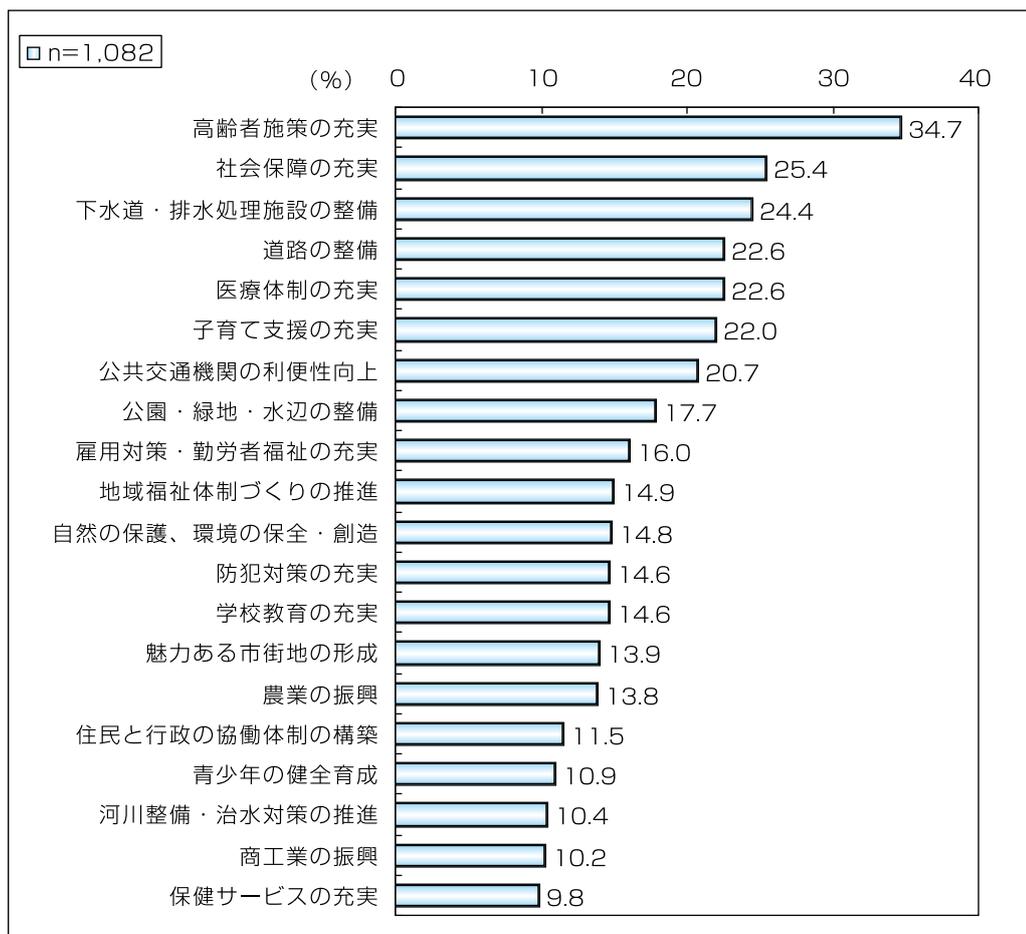


3-4. 今後力を入れるべき施策

今後力を入れるべき施策については、「高齢者施策の充実」(34.7%)が第1位に挙げられ、次いで「社会保障の充実」(25.4%)、「下水道・排水処理施設の整備」(24.4%)、「道路の整備」・「医療体制の充実」(同率22.6%)、「子育て支援の充実」(22.0%)、「公共交通機関の利便性向上」(20.7%)、「公園・緑地・水辺の整備」(17.7%)、「雇用対策・勤労者福祉の充実」(16.0%)などの順となっています。



今後力を入れるべき施策 (全体/複数回答、上位20位)



4 まちづくりの主要課題

町勢の概要、本町の特性、時代の潮流、町民のニーズと期待から、今後の本町のまちづくりの主要課題は次のように整理されます。

4-1. 町民主体の自立する地域の形成

各地域の特性、誇りや愛着を生かして、コミュニティ活動の活性化と町民の連帯感、まちに住むよろこびを醸成していく必要があります。地域において、高齢者や青少年を地域全体で見守り、助け合うなど、自らが考え運営して行く体制づくりを育てることが大切です。

また、行政経営という視点からの行財政改革の推進と参画と協働による住民自治を確立していくことが求められます。

さらに、21世紀は人権の世紀であり、誰もが健康で幸せに生活したいと願っています。そのためには、身近にある人権をお互いが尊重し合い、明るく住みよい地域づくりが必要となります。

このために、行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、町民との参画・協働を進めるとともに、情報・交流基盤の整備、人権尊重、男女共同参画社会の形成、町民活動の活発化などを図っていく必要があります。



4-2. 少子高齢社会に対応する仕組みの確立

高齢化が進む中で、高齢者や障がい者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療、福祉サービスの充実と連携を図り、健康増進による医療費の圧縮を図っていく必要があります。

また、少子化や核家族化などの社会変化に対応して、子どもを産み育てることに喜びを持ち、未来を担う子どもたちが家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長できる環境と社会をつくっていく必要があります。このことは、将来（10～15年先）の生産年齢人口の増加につながることもあります。

4-3. 地域を支える多彩な人材の育成



まちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、開かれた学校づくりや人材の育成を図っていく必要があります。

また、町民ニーズの多様化・高度化に対応して生涯学習・生涯スポーツ環境の整備・充実も重要となります。

さらに、歴史・文化遺産の保存と活用、各地域に伝わる伝統文化、町民主体の文化活動などを本町の共通の財産として位置づけ、保護・振興を図るとともに、新しい町民文化の創造を図っていく必要があります。

4-4. 交通・立地条件を生かした産業機能の充実

広域高速交通の要衝にあるという地理的優位性を生かして、農業の活性化と他産業との連携を基軸に産業全体の振興を図っていく必要があります。

また、既存商店の再生を図るため、商工会等と連携し、少子高齢社会に対応した経営体系を検討する必要があります。

さらに、広域高速交通の結節点になる広川インターチェンジによる発展の可能性を踏まえ、業務拠点の整備を検討するとともに、新たな産業の立地、工業、観光などの振興、交流活動を促進する必要があります。

また、九州新幹線全線開業により、関係市町が連携し、観光資源、特産品等の情報発信拠点や新たな観光ルートの開発・整備を図ることが求められます。

4-5. 社会活動を支える生活基盤の整備

安全で安心して生活ができ、しかも利便性の高い生活基盤を確保することが定住の重要な要件となります。災害や交通事故、犯罪のない安全・安心なまちづくりをより一層推進することが必要です。

本町の優れた特性である交通立地条件を最大限に生かす視点に立ち、町民の合意に基づく計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う魅力ある市街地の形成をはじめ、居住環境の整備、道路・交通ネットワークの整備など、便利で秩序ある生活基盤の

整備を進めていく必要があります。

さらに、町内の地域によって、人口集中と人口減少が並存しており、調和のとれた地域づくりが課題です。

4-6. 地域特性を踏まえた快適な生活環境の形成

持続可能な循環型の社会づくりや低炭素社会づくり、恵まれた自然環境の保全・活用など環境・景観重視の特色あるまちづくりを進めるとともに、美しくうるおいのある生活環境づくり、自然や歴史・文化と共生し、快適で安全・安心な暮らしが実感でき、上下水道など生活環境施設の整備、公園・緑地・水辺の整備された、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進めていく必要があります。

